

一般社団法人 広島県作業療法士会 賛助会員規程

(賛助会員)

第1条 一般社団法人広島県作業療法士会定款第6条第2号に従い、本会の目的に賛同し、これを援助しようとする個人又は法人は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を経て本会の賛助会員となることができる。

(入会申込書の受理)

第2条 賛助会員の入会申込書は、以下の条件を満たした時に受理するものとする。

- 1 法人会員 本会の目的に賛同し、これを援助しようとする法人
 - 2 個人会員 本会の目的に賛同し、これを援助しようとする個人
- なお、作業療法士・理学療法士・言語聴覚士の入会は以下の条件を基準とする
- ① 広島県内に勤務・在住する作業療法士は、正会員として入会すること
 - ② 広島県外に勤務する作業療法士・理学療法士・言語聴覚士は、勤務先の都道府県各士会に入会した後に、当会の賛助会員となることができる
 - ③ 広島県内に勤務・在住する理学療法士・言語聴覚士は、それぞれの県士会に入会した後に、当会の賛助会員となることができる

(賛助会員の会費)

第3条 賛助会員をA会員、B会員、C会員に区分し、会費を次のとおりとする。

- | | | | |
|-----|----|---------|------|
| A会員 | 年額 | 30,000円 | (法人) |
| B会員 | 年額 | 18,000円 | (法人) |
| C会員 | 年額 | 2,500円 | (個人) |

2 会費の納入は原則として、当該年度の6月末日までとする。

(賛助会員の特典)

第4条 法人である賛助会員は、次の特典を受けることができる。

- 1 本会が発行する会報に広告を、無料で掲載することができる。
A会員 会報紙面1ページの4分の1
B会員 会報紙面1ページの8分の1
- 2 本会が主催する研修会等に以下の人数は会員料金で参加できる。
A会員 5名まで
B会員 2名まで
C会員 本人のみ
- 3 法人会員は本会が主催する研修会等の休憩時間等を利用し、年1回を限度として、広報活動ができる。
- 4 第3項の広報活動に使用する時間等は、主催者側の指示に従うものとする。

(規程の変更)

第5条 この規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

附則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

この規程は、平成27年11月29日に一部改訂し、同年11月30日より施行する。

入会を希望される方は、入会申込書に必要事項を記入し、入会申込書を事務局まで郵送して下さい (FAXは不可です)。

年会費の払い込みは入会申込を受け取った後、ゆうちょ銀行郵便振替払込書等を郵送いたしますので、そちらで入金してください。

※個人情報利用目的※入会申込書に記入された個人情報は、当会の活動(主に①入退会等の異動②会員名簿の作成③年会費等の管理④研修会等の申込管理と日本OT協会(番号記入者のみ)の生涯教育ポイント申請⑤会報等の発送信等)にのみ利用し、これ以外に利用する場合は、事前に利用目的を示した上で各個人の承諾を得て利用します。

※入会申込書を送る際は、下の点線部分を切り取って封筒にお貼り下さい

〒731-3622
山県郡安芸太田町下殿河内131-2
広島県OT会事務局 馬場孝行

【賛助会員入会申込書在中】

【問い合わせ先】

(一社)広島県作業療法士会
事務局 馬場 孝

TEL: 090-5377-9922
メール: jimusho@hiroshima-ota.jp

別記第2号様式（第3条関係）

一般社団法人広島県作業療法士会 賛助会員入会申込書

私は一般社団法人広島県作業療法士会に令和_____年度より入会いたしたく、
会費を添えて申し込みます。

令和_____年_____月_____日

一般社団法人広島県作業療法士会長 様

入会承認年月日		会長		事務局		財務部	
令和_____年_____月_____日		印		長印		長印	
ふりがな						賛助会員種別	
氏名又は法人名		印					
法人の 場合	所在地	〒					
	電話番号			FAX番号			
	営業所・部課名 (営業所等で入会される場合のみ)						
	法人代表者職氏名 (営業所等は所長等責任者名)						
	担当者職氏名 (当会との連絡担当者)						
個人の 場合	現住所	〒					
	職業			自宅電話			
	勤務先名称						
	勤務先住所	〒					
	勤務先電話			勤務先FAX			
連絡事項 (作業療法士・理学療法士・言語聴覚士の方は、所属する都道府県士会名をご記入下さい)							

太線の中のみ記入ください

用紙サイズはA4版とする